

静岡県教育委員会

議事録

令和3年度 第9回定例
9月15日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和3年9月15日に教育委員会第9回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|--------------|-----------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和3年9月15日（水） | 開会 | 13時00分 |
| | | | 閉会 | 14時00分 |
| 2 | 会場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 | 木 苗 直 秀 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 | 藤 井 明 宏 | |
| | | 委 員 | 伊 東 幸 宏 | |
| | | 委 員 | 小野澤 宏 時 雄 | |
| | | 委 員 | 後 藤 康 雄 | |

事務局（説明員）	長 澤 由 哉	教育部長
	塩 崎 克 幸	教育監
	水 口 秀 樹	理事（総括担当）
	松 井 和 子	理事
	宮 崎 文 秀	参事兼義務教育課長
	堀 口 敬 記	教育総務課長
	中 山 雄 二	教育政策課長
	青 木 康 行	財務課長
	本 村 勉	教育厚生課長
	本 多 伸 治	高校教育課長
	伊 賀 匡	特別支援教育課長
	近 藤 浩 通	健康体育課長
	山 下 英 作	社会教育課長
	松 山 淳	静西教育事務所長
	松 下 和 弘	総合教育センター所長
	赤 石 達 彦	中央図書館長
	貝 瀬 佳 章	教育総務課参事
	後 藤 祐 介	教育総務課監察班長
	藤ヶ谷 昌 則	社会教育課新図書館整備室長
	池 谷 悦 男	教育施設課長代理
	松 永 由 弥 子	社会教育委員長

4 その他

- (1) 第13、14号議案は可決された。
- (2) 報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 13 号議案は人事案件、第 14 号議案及び配布報告 1 は議会提出前案件、報告事項 2、3 は公開前案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは第 13、14 号議案、報告事項 2、3、配付報告 1 は非公開とする。公開案件から審議する。

本日は、お忙しいところ、松永由弥子社会教育委員長にお越しいただき、教委委員会の諮問を受けて話し合われた社会教育委員会の内容について、中間報告をしていただく。

報告事項 1 第 37 期静岡県社会教育委員会中間報告

教 育 長： 報告事項 1 「第 37 期静岡県社会教育委員会中間報告」について、山下社会教育課長、松永社会教育委員長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項について説明>

社会教育委員長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 1 枚目の中間報告の概要に、「障害に関する今日的な理解を促す」という表現があるが、もう少し時間軸を先に向けて、「障害に関する近未来的な想定」、違う言い方をすると「将来的な理想的な認識」という表現で、今日的な理解を飛び越えて、将来を想定しながら、いろいろな検討を加えていくという切り込み方があってもいいと思う。障害のある方々が増えている状況で、社会の体制や考え方が、実情を基に常に後追いで対応していくという姿勢だと、アプローチできていないことになる。将来を想定するのは難しいかもしれないが、そういう切り込み方も是非していただけると、さらに内容の濃いものができるのではないかと思う。

もう 1 点は、障害者の目線で見えていくことも大事だが、それとは逆に、健常者への啓蒙活動や健常者が持っている誤解や偏見等をしっかりインプットして、それを知らしめて、社会環境全体の底上げを図っていくというアプローチも必要である。障害者だけに目線をあてるのではなく、社会全体に目線を向け、健常者と障害のある方々をパッケージとしてとらえるアプローチがあってもよいと思う。

社会教育委員長： 近未来的な考えということは、具体的なことを考えていく際に、他の委員と共有して考えていきたいと思う。

また、健常者の方の理解促進というところは、2 の（1）の A でご説明をさせていただいたように、健常者側の十分な理解や認識があつてこそ、この生涯学習の推進は実現できると考えている。藤井委員に指摘していただいた部分は重要だということが重ねてわかったため、委員と共

有し、より具体的に理解促進に努める施策も提案していきたい。

渡 邊 委 員： 地域や社会全体の意識が上がっていくことを社会教育が担っていると思いきもあり、毎年報告を楽しみしている。今回は障害者の方の機会という課題であるが、昨日、知事部局で実施されている実践委員会を傍聴した際、「誰一人取り残さない社会」というキーワードがあった。その中において、貧困という部分への関心は高まっているという思いはあるが、障害者の方との共生については、まだ意見が少ないところがあった。次回の総合教育会議では、資料を活用させていただくことができるのではないかと思う。

報告書の3ページに「社会教育主事や社会教育士の活用も考えられる。」という一文があるが、資格講習を受けながらも現状では社会教育主事として拝命されていないため、社会教育主事としては仕事できていない方が多くいる。社会教育主事の講習を受けた方ならば、このような課題がとても重要だということは理解いただけるはずなので、例えば社会教育主事の資格を持っている方が、産業振興部門や市町の様々な部署にいることも考えられる。資格保持者のような専門的な知識を持っている方にもこの考え方を共有することによって、職場内等にその考えを広めていけるのではないかと思う。また、県内の社会教育主事の設置率や、社会教育主事の中で障害者教育に関わっている方がどのくらいいるのかも調査もしていただき、どれだけの方が障害者教育に携われるのかという土台の調べも必要だと思う。今後、今回の課題以外にも社会教育の勉強した方に活躍してもらうことは重要であるため、社会教育主事や社会教育士になるための講習のPR等を様々なかたちでしていただくとともに、社会教育を学んだ人が地域にいることがわかるような工夫が必要かと思う。

最後に質問であるが、今回は前半として障害者の方について報告をいただいたが、後半はどのような議論がされる予定か。

社会教育委員長： 後半は外国人県民やコロナ禍にあって急激に困難を抱えるような状況になってしまった方、また、障害というところまでの認定はなくても、家庭の状況などで育ちづらい状況にあって、さらに支援が必要な方が増えてきているため、そのような人々も視野に入れた検討をしていきたいと考えている。

渡 邊 委 員： そのような視点も今後必要なことなので、今後つなげていければと思う。

藤 井 委 員： 先ほどの報告の中で、最近では障害者数が増えているという説明があったが、何故のその傾向が続いているのかについて、自然環境の変化を含めていろいろな因子があると思うが、障害者の絶対数を抑えることができないのかと思う。教育の面ではその部分に切りこむことは難しいと思うが、増えていることに後追いで対応するだけではなく、いかにそれを総数で拡大しないようにすることはできないかという思いがある。その点についてどのように考えているか。

社会教育委員長： 私見にはなるが、医療が進んでいく中で、ある一定の基準により「障害がある」とされる見方も増えているかもしれない。ただ一方で、「多様性を認めていく社会づくり」と言っている訳なので、減らすというよりも、受け入れて、次にどう進んでいくかということを考えるほうが建設的だと思う。

藤井委員： 社会的な基準をどこに置くかという観点は非常に重要だと思う。私も前から多様性をキーワードに考えていかななくてはいけないと考えている。多様性をいかに受け入れる社会をつくるか、先ほど申し上げた健常者が誤解や偏見などの違った見方を持っていることに関する教育が必要であるという観点につながる。したがって障害を持っている方の活躍をパラリンピックで私たちも目の当たりにしたが、障害者の方たちは自分たちは障害者だとは思っていない。これだけのことができるんだということを実証されている。もちろん社会生活の中ではいろいろと不便はあると思うが、それは単なる生活上の不便であって、心の幸せについてはひけをとらない。そういう意味で社会的基準をしっかりと健常者も含めて持っている必要があると感じる。そのようなことはあるが、数でみると増えない、むしろ減る方向につながればいいと思う。

教育長： 教育委員会でも共生教育ということで、健常者と障害者が同じキャンパスで一緒になってやっている。そういう意味では、オリンピック・パラリンピックはいい意味で勇気づけられたのではないかと思う。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

(会議の非公開)

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第14号議案 令和3年9月県議会定例会に提出する議案

教育長： 第14号議案「令和3年9月県議会定例会に提出する議案」について青木財務課長より説明願う。

財務課長： <議案について説明>

教育長： 質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第14号議案について、原案のとおり可決する。

<非>報告事項2 令和4年度静岡県公立学校教員採用試験実施概要・結果

教育長： 報告事項2「令和4年度静岡県公立学校教員採用試験実施概要・結果」について、宮崎義務教育課長、本多高校教育課長、伊賀特別支援教

育課長より説明願う。

参事兼義務教育課長： <報告事項について説明>

高校教育課長： <報告事項について説明>

特別支援教育課長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 3課共通の質問が2つある。

1点目は、1次の筆記試験や実技試験で、ICTに関わる能力をチェックする設問や情報リテラシーがどれくらいあるかを確認するような試験項目は見当たらないが、実際にやっているか。やっていないとしたらなぜやらないのか。

2点目は、報告の数が採用された人数だと思うが、採用された方の中で、辞退して教員にならない方もいると思うが、それをどの程度想定しているか。

参事兼義務教育課長： 1点目についてだが、一次の筆記試験には教職一般教養という設定がある。これは政令市を含めた小中学校、高校、特別支援学校共通の問題を使っている。その中にICTや情報リテラシーについての設問がある。

藤 井 委 員： その設問は、実際にICTを使いこなし、理解して対応できる能力のチェックとして、適切なものとなっているか。

参事兼義務教育課長： ICTの設問については、ここ数年委員の皆様から指摘を受けているため、数は少ないが、問題意識を持ってやっている。

高校教育課： 1点目は、義務教育課長が説明したとおりである。

2点目について、辞退想定については10~15人と考えており、その対策としては、合格者の外に補欠合格が若干名ある。補欠合格者は、合格者に点数等が近く、採用しても良いと判断できる方のみのため、今回は3名しか対象としていない。もし、10~15人の欠員が出た場合は、再任用や臨時講師で対応する。水産等の科目の一次合格者は、必要職員数を確保できていないが、再任用や任期付き職員で補充をすることを考えている。

特別支援教育課長： 1点目は、義務教育課長が説明したとおりである。辞退者への対応については、補欠合格者を若干名出している。それでも足りない場合は任期付き職員等で対応することを考えている。

参事兼義務教育課長： 2点目は、小学校では18人、中学校では19人を補欠合格者として確保している。

渡 邊 委 員： コンプライアンスに関する意識のチェックは行われているか。

参事兼義務教育課長： 筆記では、コンプライアンスに関しては実施していない。一次試験・二次試験ともに面接を実施しているので、その中で特に設問として定まっているわけではないが、コンプライアンスを意識した質問をするようにしている。

渡 邊 委 員： 教職課程の勉強の一環として、このようなことについて学ぶ機会はあるという理解でよいか。

参事兼義務教育課長： 大学の教職課程のカリキュラムの中に、コンプライアンスについてどこまで入っているかはわからない。時事的なものとして課題となっていると思うが、どの大学でも実施しているかはわからない。最近不祥事等は問題となっているため、教員養成系の学校であれば、取り上げていると思うが、一概には言えない。

渡 邊 委 員： コンプライアンスのことについて学んでから静岡県の採用試験を受けてもらえると思うので、質問をした。

藤 井 委 員： 高校教育課に質問がある。新たな学校をつくっていく構想があるなか、採用試験の中で、新しい学校にふさわしい能力がある人ややる気がある人だという感触が得られた場合、それを記録しておいて、学校が新設されるときに、教員として新たにピックアップするような工夫はしているか。また工夫する余地はあるか。

高 校 教 育 課： 面接のときの記録を考慮することは可能で、それ以外の職員についても特性を見ながら異動については判断している。新しい学校ができた場合についても、そこにふさわしい職員を配置していく。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

<非>報告事項3 新県立中央図書館の整備

教 育 長： 報告事項3「新県立中央図書館の整備」について、藤ヶ谷新図書館整備室長より説明願う。

新図書館整備室長： <報告事項について説明>

藤 井 委 員： 3つ質問がある。

1点目は、公募の対象は国内だけでなく、海外も応募できるという認識で良いか。

2点目は、建築施設は全年齢対応型でバリアフリーとなっているか。

3点目は、簡単な演奏会や講演会が実施できるスペースはあるか。

新図書館整備室長： 1点目については、海外からも応募は可能である。特に地域について制限はない。

2点目については、要求水準書の中に、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮することが明記されているとともに、全年齢対応型としても整備する予定である。

3点目については、200人ほど収容できるホールやセミナールームとしてももう少し小さい部屋がいくつか整備される予定で、中規模～小規模の講演会は開催できる予定である。

伊 東 委 員： 「新しいタイプの教育のための教材を管理するベースとして図書館に期待をしている。せっかく新しい図書館を設計するタイミングなので、そういう機能に関して考えてほしい」と総合教育会議のときに発言をしたが、要求水準書の概要を見ると、新しいタイプの図書館機能が交流スペースとカフェラウンジといったものとなっており、物足りなく

感じるが。

交流スペースに記載していることをもう少し拡張すれば、私が要求をした内容に近づけると思うので、もう少し工夫ができないか。

新図書館整備室長： 交流スペースと言うと、ただ交流するための場所だと思われてしまうが、交流スペースの中身は、整備計画の裏面にあるように情報発信コーナー、テーマ別配架コーナー、オープンコラボレーションスペース、多目的ホール、また、様々な活動を行うラボ、セミナールームといった内容になっており、様々な活動を行う場所と考えている。また、伊東委員のお話しされた新しいタイプの教育に対する対応というところであるが、新しい図書館ではデジタルアーカイブの充実が大きなテーマとなっており、教育資料や学校で使用する教材についても図書館の資料として一体的に提供できるような仕組みというものはこれから検討していきたいと考えている。

伊 東 委 員： スタジオが用意されているだとか、あるいは映像の編集等、そういうことができるようになるか。

新図書館整備室長： 先ほど説明をしましたラボの1つとして、メディアICTラボを計画しており、そこではYouTubeの番組を作成するような機器が備えられる予定である。

伊 東 委 員： 総合教育会議で説明させていただいたことをもう一度繰り返すが、コロナという状況で、図らずも教育にICTを活用しなくてはならない状況になっている。さらに今後に関しても、良いところも、悪いところも、見通し見えてきている。今後の方向性についても、きちんと準備をしておくことが常識となってきている。教育へのICT活用については、個々の学校でバラバラにやっても意味がなく、例えば「全県の高校を対象とした教材を教育委員会中心で準備する」などのことを考えなくてはならない。そのような機能が果たせる場所は今まではなく、既存のところにその機能を持たせる場合には図書館が最適と考える。今からハード面の大きな部分を変えるのは難しいかもしれないが、図書館の大きな機能の一つとして、そのようなことを意識して取り組んでいただきたい。

新図書館整備室長： 先ほど説明をした交流スペースについては、紙の本だけではない情報を扱うスペースということで、拠点と考えている。図書館の活用についてはいろんなアイデアが出てくると思うので、いただいた意見を参考に図書館の活用方法を考えていきたい。

理事（総括担当）： 創造するところのラボや課題解決に向けたプロジェクトというのがあり、新しい教材といったものが出来上がるプログラムというものは考えていけるのではないかと思う。教育委員会が、図書館をつくるという形になるので、あすなろが持っている研究的な機能も連携しながら、新しい学校教育に資する発信機能として図書館が位置づけられるように努めていきたい。

藤 井 委 員： 水口理事の話のとおり、これからの図書館は資料館のイメージではなく、先進教育のデータを分析する拠点としても位置付けられる可能性が

ある。先進教育の発信起点であることが望ましいと思う。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項3を了承する。

<非>第13号議案 教職員の懲戒処分(継続案件)

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、令和3年度第9回教育委員会定例会を閉会とする。